

現 場 説 明 書

工事名称 ： 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター
 歯科口腔外科増設工事(一式)

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター

- 1. 工事名称** 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 歯科口腔外科増設工事（一式）
- 2. 工事場所** 南風原町新川地内
- 3. 工 期** 契約締結日の翌日から120日間まで
- 4. 入札条件** 別添「沖縄県立南部医療センター・こども医療センター一般競争入札公告」のとおり
- 5. 工事概要** 図面記載のとおり
- 6. 工事範囲** 本工事設計図書（本書を含む。）に示す工事の施工一切
- 7. 関連工事** なし
- 8. 質問回答** 現場説明事項及び設計図面に対する質問回答は下記によりすべて文書で行う。
質問書の提出部数は1部とし、直接持参又はFAXによるものとする（郵送不可、FAX送付後は電話連絡をすること）。なお、質問がない場合は提出を要しない。
- (1) 〆切日時 令和3年5月31日（月）17時00分
- (2) 提出場所 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 施設担当（上原）
電話番号 098-888-0123
FAX 098-888-6400
- (3) 様 式 別紙1のとおり
- (4) 回答日時 令和3年6月2日（水）（予定）
- (5) 回答場所 沖縄県立南部医療センター・こども医療センターWEB サイト <https://nanbuweb.hosp.pref.okinawa.jp/> に掲載する。

9. 提出書類等

- (1) 別紙2に記載する書類は遅滞なく提出すること。
- (2) 完成図書は別紙3による。

上記(1)、(2)の書類等の様式及び提出形式は受注者に別途指示する。また、上記(1)、(2)以外の書類等を監督職員の指示により受注者に提出を求める場合がある。

10. 現場代理人及び主任技術者等（契約書第10条関係）

契約書第10条に基づき行う現場代理人及び主任技術者等の通知は、別紙2の現場代理人等通知書により行う。

なお、共同企業体の代表者は監理技術者を、また代表者以外の構成員は主任技術者をそれぞれ当該工事現場に配置しなければならない。

11. 官公署への手続き

- (1) 本工事に必要な官公署及びその他の機関への許認可等必要な申請及び手続きは、遅滞なく行い、かつ、これらの手続きに要する費用はすべて受注者の負担とする。
- (2) 資材の搬出入についての手続きは、所轄警察署及び道路管理者等と十分調整のうえ、受注者が行うこととし、実施に当たっては関係官公署の指示に従い、特に車両渋滞の防止、一般通行者への安全対策及び公害防止には十分配慮すること。

12. 支給材料及び貸与品（契約書第 15 条関係）

- (1) 支給する工事材料及び貸与する建設機械器具は以下のとおりとし、引渡場所及び時期については、監督員の指示による。

品 名	数 量	品 質	規 格 ・ 性 能

- (2) 支給材料及び貸与品は、工事の完成、設計変更等によって不用となった時は、監督員の指示により、速やかに返還しなければならない。

13. 工事用水・工事用電力等

当該工事に必要な電気、電話、水道、排水施設等に要する手続きは受注者で行い、かつ、その設置に要する費用・使用料金等は受注者の負担とする。

14. 工事用看板等

- (1) 工事用看板の規格・寸法は別紙 4 による。
- (2) 安全表示板、交通標示板を現場内外の必要な箇所に設置する。
- (3) 行政活動のコスト等表示看板を設置する。規格・寸法は別紙 5 による。

15. 着工前の隣接施設の調査及び周辺への配慮

工事により隣接施設（土地、家屋、工作物及び道路等）を汚染、損壊しないように十分な予防措置を取り、また、工事に伴い発生する騒音等の公害についても万全の措置を講ずること。汚染、損壊した場合は、原状回復すること。

なお、工事に先立ち、現場内外における隣接施設の状態を調査及び写真撮影等により記録すること。

以上は、搬入経路についても同様とする。

16. 埋設物等

工事中に敷地内より不発弾、文化財、埋設管等の埋蔵物や埋設物を発見した場合は、速やかに監督員に報告し、指示に従うこと。

17. 使用資材の統一

同一現場が複数の工区に分かれている場合、構造、意匠、機能、耐久性及び維持管理の観点から、使用資材は、原則として各工区において同一資材（材質、形状、寸法、重量、同一メーカー品）を使用すること。

18. 工程管理等

(1) 原則として、週 1 回の工程会議を開催すること。

(2) 安全衛生対策協議会を設置し、毎月 1 回以上の会議を行うこと。

~~—(3) 工程会議及び安全衛生対策協議会は、建築 1 工区受注者が中心となって運営する。—~~

19. 資材等の運搬

(1) 土砂等の運搬が運送契約により行われる場合は、正規の運送免許を受けた者及び車両を使用すること。また、積載超過のないようにするとともに、交通安全管理を十分行うこと。

(2) 現場より資材を搬入・搬出する場合はゲートに誘導員等を配置し、安全管理に十分配慮すること。

20. 1 年目点検・2 年目点検

受注者は沖縄県立南部医療センター・こども医療センターの指示により、工事完成後 1 年を目処に 1 年目点検を、2 年を目処に 2 年目点検を受けなければならない。なお、この検査で不具合や契約不適合が発見された場合、速かに修復しなければならない。

21. その他

(1) 工事中に発生する産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令に基づき適切に処理しなければならない。

(2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税（沖縄県産業廃棄物税）が課税されるので適正に処理すること。

(3) 「沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体等・再生資源化等及び再資源活用工事実施要領」に基づき、使用する再生資材は原則として、沖縄県リサイクル資材評価認定制度資材（ゆいくる材）とする。なお、工事で発生した建設廃棄物は原則としてゆいくる材の認定を受けた施設に搬出すること。

(4) 病院職員の指示に基づいて感染対策に十分に配慮すること。

別紙 1

令和 年 月 日

質 問 書

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長 殿

住所

商 号

印

質問者名

工事名称：沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 歯科口腔外科増設工事（一式）

No.	質 問 事 項

※FAXの場合は、必ず電話にて受信確認をすること

別紙 2

契約後速やかに提出する書類

	書 類	規格	部数	備 考
1	工事着手届	A 4	1	
2	現場代理人等通知書	A 4	1	資格者証の写、経歴書、実務経験証明書
3	工事工程表	A 4	1	
4	建設業退職金共済組合掛金収納書	—	1	
5	建設労災補償共済制度加入証明書	—	1	
6	労働保険関係成立届出証明書	—	1	
7	建設工事保険等	—	1	
8	工事カルテ受領書（写）	A 4	1	
9	再生資源利用計画書	A 4	1	
10	再生資源利用促進計画書	A 4	1	

随時提出する書類

	書 類	規格	部数	備 考
1	建設工事下請通知書	A 4	1	契約書第 7 条
2	施工計画書	A 4	1	各工事着手前
3	使用材料承諾願	A 4	1	規格、寸法等必要資料添付
4	施工図	A 1	1	総合図承認後
5	試験成績書	A 4	1	各種材料
6	材料検査調書、材料搬入報告書	A 4	1	材料搬入ごとに

毎月 5 日に提出する書類

	書 類	規格	部数	備 考
1	定期報告書	A 4	1	現場技術業務受託者の審査後
	(1) 工事進捗状況報告書	A 4	1	
	(2) 工事月報	A 4	1	各月ごと
	(3) 実施工程表	A 4	1	契約工程表の写しに累計出来高を表示
	(4) 工事日報	A 4	1	各月ごと
	(5) 工事写真	A 4	1	各月ごと

別紙 2-2

既済検査時に提出する書類

	書 類	規格	部数	備 考
1	既済部分検査願	A 4	1	契約書に掲げる回数以内
2	出来高内訳明細書	A 4	1	
3	請求書	A 4	1	既済検査終了後

完成時に提出する書類

	書 類	規格	部数	備 考
1	完了通知書	A 4	1	
2	県産品使用状況報告書	A 4	1	累計
3	請求書	A 4	1	検査合格後
4	工事目的物引渡書	A 4	1	
5	再生資源利用実施書	A 4	1	
6	再生資源利用促進実施書	A 4	1	

別紙 3

完成図書

	書 類	規格	部数	備 考
1	工事日報	A 4	1	
2	施工計画書	A 4	1	
3	使用資材承諾書、証明書	A 4	1	
4	施工承認図	A 1	1	A 4 サイズに折って提出
5	工事写真	—	1	A 4 サイズに整理して提出
6	完成図	A 1	1	A 2 版白焼観音製本
7	完成図	A 3	2	A 4 版白焼観音製本
8	完成図 C D - R O M	—	2	
9	工事カルテ受領書（写）	A 4	1	
10	鍵等引渡書、取扱説明書	—	1	目録、キープラン含む
11	保全に関する資料	A 4	2	
12	保証書	A 4	1	クリヤホルダーに収納
13	工事完成書類引渡書	A 4	1	目録含む
14	下請通知書	A 4	1	

備考：鍵は 3 本 1 組とし、鍵札（アクリル製）をつけて鍵箱に、また予備品工具類は予備品箱 及び工具箱にそれぞれ整理し、目録とともに提出する。

別紙 4

工事用看板の規格・寸法等は、原則として下記により請負契約ごとに作成することとするが、監督員の承諾により関連工事受注者の共同作成とすることができる。

工 事 名 称	:	沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 歯科口腔外科増設工事（一式）
工 期	:	令和 年 月 日～令和 年 月 日
発 注 者	:	沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長 ○○ ○○
監 督 員	:	沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 総務課 ○○ ○○
設計・監理	:	
施 工 者	:	

（仕様）大きさ：縦900×横1800（mm）程度

背景色：ホワイト

文 字：丸ゴシック体、グレー色、300ポイント程度

額 縁：四方アルミ、グレー色

別紙 5

行政活動のコスト等表示看板

〇〇〇〇〇事業 〇〇工事（△工区）	
事業の目的など：	←事業の目的、事業概要を記入。
本工事の内容： 全体計画・・・のうち、 〇〇のための工事である。	←何のための工事かを分かりやすい表現で。
工事概要 主な工事内容： ××のための〇〇工事 ××□□m³の設置工事 工事に係る総費用は、◎◎◎◎です。 イラスト	←一般市民が理解できるような表現にすること。横断図等のイラストなどを十分活用すること。
工事担当 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター （電話） 0 9 8 - 8 8 8 - 0 1 2 3	

（仕様） 大きさ：縦 1 4 0 0 × 横 1 1 0 0 （mm） 程度

【指導事項】

ダンプトラック等による過積載等の防止について

- イ．工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- ロ．過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
- ハ．資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- ニ．さし枠の装着または物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることのないようにすること。
- ホ．「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、法第１２条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- ヘ．下請け契約の相手方または資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者を排除すること。
- ト．イからへのことにつき、下請け契約における受注者を指導すること。